

記 者 発 表 資 料
平 成 2 6 年 7 月 1 8 日
企 業 復 興 支 援 室 企 業 復 興 支 援 班
担 当 : 多 田 ・ 橫 谷
内 線 : 2 7 6 5 ・ 3 2 8 0

グループ補助金における資材等価格の高騰に対する支援の強化について

1. 背景

これまで東日本大震災により被災した中小企業等に対し、グループ補助金による施設・設備の復旧支援等を行ってきたところですが、一方で、震災から3年が経過し、資材等価格の高騰による復旧の遅れなど、震災後の事業環境の変化による課題が生じています。

2. 追加支援に向けた運用の改善

資材等価格の高騰による影響を補うため、中小企業等グループ補助金において、交付決定後の資材等価格の高騰により施設（建物）の復旧工事契約を結ぶことができない事業者について、資材等価格の高騰に対する増額措置を実施し、復旧のさらなる促進を図ることとしました。

3. 増額措置の概要

(1) 対象事業者について

グループ補助金の交付決定後、制度上の上限となっている2回の繰越しや特別な措置である再交付を行ったにもかかわらず、当該期間に大幅に（1割超）費用が増加したために、復旧工事契約を結ぶことができない被災事業者が対象です。

(2) 補助対象要件について

① 自己都合ではなく、他律的な要因等(注)により、事業完了できていないこと。

(注) 原則として事故繰越の類型（土地の嵩上げ工事の遅れ、自治体の土地利用計画の遅れ等）に含まれる事象によるもの。

② 追加交付することで、追加交付年度内に契約・事業完了が確実に見込めるもの。

③ 被災事業者にとって適切な補助事業計画であることが認定支援機関(注)に確認されていること。

(注) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項に基づき、国が認定した経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、税理士、金融機関等）。

県内認定機関数247機関（H26.6.16現在）。

(3) 補助対象経費について

① 施設費の未契約部分を増額計画変更の対象とする。(増額計画変更承認後に契約す

る施設の復旧費用が補助対象)。

- ② 施設費の増額により従前の補助対象経費総額から1割を超えて増額した部分の4分の3(国・県併せて)を増額の対象とする(1割分は自己負担とする。)。ただし、施設費の増額は6割を上限とし、施設費以外の経費は対象外とする。

(4) 手続きについて

増額変更承認手続きによりグループ補助金の追加交付を行います。

なお、詳細については別途国と共同で説明会を開催予定であり、説明会の開催については随時HP等でお知らせします。

(5) 今後のスケジュール

平成26年7月31日(木)から平成26年9月30日(火)まで資材高騰増額変更承認申請を受付け、その後もグループ補助金の公募と合わせて随時受付を行う予定です。